○北九州市中央卸売市場条例施行規則

令和2年6月19日規則第51号

北九州市中央卸売市場条例施行規則(昭和46年北九州市規則第85号)の 全部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市中央卸売市場条例(令和2年北九州市条例第2 5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする

(関連業務)

)

- 第2条 条例第2条第7号の規則で定める業務は、次のとおりとする。
 - (1) 食料品の加工又は販売(卸売業務及び仲卸業務に係るものを除く。

(2) 運送業

- (3) 金融業
- (4) 倉庫業
- (5) 飲食業
- (6) 理容業
- (7) クリーニング業
- (8) あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業
- (9) 柔道整復業
- (10) 薬品販売業
- (11) 日用雑貨販売業
- (12) 魚具販売業
- (13) 金物販売業
- (14) 種苗業又は園芸品販売業
- (15) 包装用品類販売業
- (16) 容器取扱業
- (17) 石油類販売業

(卸売業者の許可の申請書の添付書類)

- 第3条 条例第10条第2項(条例第17条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書 並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書

- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は 出資額を記載した書面
- (5) 直前事業年度の貸借対照表
- (6) 直前事業年度の損益計算書
- (7) 市町村税(特別区税を含む。以下同じ。)の納税証明書
- (8) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (9) 条例第10条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれに も該当しないことを誓約する書面

(卸売業者の保証金の額)

第4条 条例第12条第1項の保証金の額は、次の表のとおりとする。

年間卸売金額	保証金の額
50億円未満	200万円
50億円以上100億円未満	500万円
100億円以上200億円未満	1,000万円
200億円以上	1,500万円

備考 この表において年間卸売金額とは、当該事業年度開始の日前1年間の 卸売金額(卸売業者の許可を受けて1年を経過しない者にあっては、最初 の事業年度開始の日以後1年間の卸売の予定金額)をいう。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

- 第5条 条例第19条第1項に規定する事業報告書の作成及び提出は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第7条第1項に定めるところによる。
- 2 条例第19条第2項の規定による閲覧は、卸売業者の事務所における備置き、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない
- 3 条例第19条第2項に規定する規則で定める財務に関する情報は、貸借対 照表及び損益計算書とする。
- 4 条例第19条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。
 - (1) 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人の届出等)

- 第6条 条例第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した 届出書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該せり人の氏名、生年月日及び住所
 - (3) 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しようとする日
 - (4) 当該せり人が条例第20条第3項の講習を受講した日
- 2 前項の届出書には、当該せり人の履歴書及び写真を添付しなければならない。
- 3 条例第20条第4項の規則で定める記章は、第1号様式のとおりとする。
- 4 条例第20条第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出 書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該せり人の氏名、生年月日及び住所
 - (3) 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しなくなった日

(仲卸業者の許可の申請書の添付書類)

- 第7条 条例第21条第2項(条例第25条第4項及び第26条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる仲卸業者の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする
 - (1) 個人である者 次に掲げる書類
 - ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書 、印鑑登録証明書及び写真
 - イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
 - ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
 - エ 市町村税の納税証明書
 - オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - カ 条例第21条第3項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (2) 法人である者 次に掲げる書類
 - ア定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並 びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
 - エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出

資額を記載した書面

- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書
- ク 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- ケ 条例第21条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも 該当しないことを誓約する書面

(仲卸業者の事業報告書の提出等)

- 第8条 条例第28条の事業報告書は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した書面により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。
 - (1) 仲卸業者の氏名又は名称
 - (2) 仲卸業務の概要に関する事項
 - (3) 従業員の状況に関する事項
 - (4) 資産及び負債に関する事項
 - (5) 損益計算に関する事項
 - (6) 利益金の処分又は欠損金の処理に関する事項
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(売買参加者の承認の申請書の添付書類)

- 第9条 条例第29条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる売買参加者の承認を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 個人である者 次に掲げる書類
 - ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書 、印鑑登録証明書及び写真
 - イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
 - ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
 - エ 市町村税の納税証明書
 - オ 当該事業年度開始の日以後2年間における仕入計画書
 - カ 条例第29条第3項第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを 誓約する書面
 - (2) 法人である者 次に掲げる書類
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並

びに代表者の写真及び印鑑登録証明書

- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出 資額を記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書
- ク 当該事業年度開始の日以後2年間における仕入計画書
- ケ 条例第29条第3項第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを 誓約する書面

(関連事業者の許可の申請の添付書類)

- 第10条 条例第32条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる関連 事業者の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと する。
 - (1) 個人である者 次に掲げる書類
 - ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書 、印鑑登録証明書及び写真
 - イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
 - ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
 - エ 市町村税の納税証明書
 - オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - カ 条例第33条第1項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (2) 法人である者 次に掲げる書類
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並 びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
 - エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出 資額を記載した書面
 - オ 直前事業年度の貸借対照表
 - カ 直前事業年度の損益計算書
 - キ 市町村税の納税証明書
 - ク 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - ケ 条例第33条第1項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(関連事業者の保証金の額)

第11条 条例第35条第3項の保証金の額は、条例第61条第1項の規定による指定を受けた関連事業者が条例第67条各項の規定により納入する関連事業者市場使用料の1月当たりの額の3倍に相当する額(当該額が10万円に満たないときは10万円、1,000万円を超えるときは1,000万円)とする。

(売買取引の方法)

- 第12条 条例第38条の規則で定める売買取引の方法は、次の各号に掲げる 生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。
 - (1) 野菜及び果実並びにこれらの加工品で個人である出荷者が出荷する もの せり売又は入札の方法(卸売業者及び当該出荷者が相対取引による こととすることについて合意したときは、相対取引)
 - (2) 前号に掲げるもの以外の野菜及び果実並びにこれらの加工品 せり 売若しくは入札の方法又は相対取引

(受託拒否の正当な理由)

- 第13条 条例第39条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。
 - (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である 場合
 - (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合
 - (3) 卸売業者が卸売業務のために使用する市場施設の受入能力を超える場合
 - (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、 若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関 の指示若しくは命令があった場合
 - (5) 販売の委託の申込みが条例第44条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
 - (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出 荷であることが明白である場合
 - (7) 販売の委託の申込みが条例第9条各号のいずれかに該当する者から 行われたものである場合

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売に係る報告)

第14条 条例第40条第2項の規定による報告は、同条第1項の卸売をした

日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに 相手方

(市場外にある生鮮食料品等の卸売に係る報告)

- 第15条 条例第41条の規定による報告は、同条の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに 相手方

(市場外の場所に設置する卸売業務の用に供する施設の指定の申請書の添付 書類)

- 第16条 条例第42条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 指定を受けようとする施設の指定の必要性を記載した書面
 - (2) 指定を受けようとする施設の位置を記入した図面

(卸売業者による仲卸業者等からの買受けに係る報告)

- 第17条 条例第43条の規定による報告は、同条に規定する販売の委託の引受け又は買受けをした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該販売の委託の引受け又は買受けをした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

- 第18条 条例第44条の規定による公表は、次に掲げる事項について、卸売 場又は卸売業者の事務所の見やすい場所における掲示、インターネットの利 用その他の適切な方法により行わなければならない。
 - (1) 営業日及び営業時間
 - (2) 取扱品目
 - (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
 - (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が 負担する費用の種類、内容及び交付額
 - (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - (6) 出荷者に交付する出荷奨励金、買受人に交付する完納奨励金その他

の売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する販売代金以外の金銭(第23条第1項第3号において「奨励金等」という。)がある場合は、その内容、交付の基準及び額

(受領した生鮮食料品等に異状を認めたときの報告)

- 第19条 条例第45条第3項の規定による報告は、同条第1項又は第2項の 検収を行った後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わ なければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該検収を行った生鮮食料品等が市場に到着した日時
 - (3) 当該検収を行った生鮮食料品等の品目、産地及び数量並びに委託者 及びその代理人の氏名又は名称及び住所
 - (4) 異状の内容、程度及び原因並びに異状を認めた生鮮食料品等の数量 (卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示)
- 第20条 条例第46条第1項の規定による措置は、卸売をした生鮮食料品等 に売渡票を添付することにより行うものとする。

(仲卸業者が卸売業者以外の者から買い受けて販売したときの報告)

- 第21条 条例第47条第2項の規定による報告は、同項の規定による販売を した日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を 提出して行わなければならない。
 - (1) 仲卸業者の氏名又は名称
 - (2) 当該販売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量、出荷者及び販売 金額並びに相手方

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

- 第22条 条例第50条の規定による報告は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) その日の主要な品目(別表に規定する品目をいう。以下同じ。)の 卸売予定数量
 - (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格
- 2 前項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより 行わなければならない。
 - (1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて報告すること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速

やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値(最も高い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第24条第2項第2号において同じ。)、中値(最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。次条第2項第2号及び第24条第2項第2号において同じ。)及び安値(中値未満の卸売価格のうち、最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、最も低い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第24条第2項第2号において同じ。)に区分して報告すること。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

- 第23条 条例第51条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
 - (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
 - (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格
 - (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある 場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額
- 2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより 行わなければならない。
 - (1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて公表すること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速 やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、 中値及び安値に区分して公表すること。
 - (3) 前項第3号に掲げる事項にあっては、その月の末日までに公表すること。

(市長による売買取引の結果等の公表)

- 第24条 条例第52条の規定による公表は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない
 - (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
 - (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

- 2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより 行わなければならない。
 - (1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、条例第50条の規定による報告を受けた後速やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格と併せて公表すること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、条例第50条の規定による報告を受けた後速やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。

(委託手数料の設定及び変更に係る報告)

- 第25条 条例第54条の規定による報告は、委託手数料の設定又は変更をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該委託手数料の率
 - (3) 当該委託手数料の率を適用する取扱品目
 - (4) 当該委託手数料の率とする理由

(売買仕切金の前渡し等に係る報告)

- 第26条 条例第55条の規定による報告は、出荷者に対する売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差し入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け(第2号から第4号までにおいて「売買仕切金の前渡し等」という。)をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該売買仕切金の前渡し等をした出荷者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 当該売買仕切金の前渡し等の額
 - (4) 当該売買仕切金の前渡し等をした理由

(出荷奨励金の交付に係る報告)

- 第27条 条例第56条の規定による報告は、出荷奨励金を交付した日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該出荷奨励金を交付した出荷者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 当該出荷奨励金の対象とした生鮮食料品等の品目
 - (4) 当該出荷奨励金の対象とした期間

- (5) 当該出荷奨励金の額
- (6) 当該出荷奨励金を交付した理由

(卸売価格の変更)

第28条 条例第58条の規則で定める場合は、卸売をした生鮮食料品等が種類、品質又は数量に関して著しく契約の内容に適合しないものである場合とする。

(完納奨励金の交付に係る報告)

- 第29条 条例第59条の規定による報告は、完納奨励金を交付した日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 卸売業者の名称
 - (2) 当該完納奨励金を交付した買受人の氏名又は名称及び住所
 - (3) 当該完納奨励金の額
 - (4) 当該完納奨励金を交付した理由

(施設の使用指定等)

- 第30条 条例第61条第1項又は第2項の規定により施設の使用指定等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 当該施設の使用指定等を受けようとする市場施設の種類、使用面積 、使用期間及び使用目的
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 条例第61条第5項の保証金の額は、同条第2項の規定による許可を受けた者が条例第67条各項の規定により納入する使用料の3倍に相当する額とする。

(施設の用途変更等)

- 第31条 使用者は、条例第62条ただし書の規定により市場施設の用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該用途変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及 び使用目的
 - (3) 当該用途変更後の用途、用途変更の時期及び用途変更の理由
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 使用者は、条例第62条ただし書の規定により市場施設の全部若しくは一

部を転貸し、又は他人に使用させようとするときは、次に掲げる事項を記載 した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及 び使用目的
- (3) 当該転貸又は使用(次号において「転貸等」という。)に係る相手 方の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該転貸等をする市場施設の面積、転貸等の期間及び転貸等の理由
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(施設の原状変更)

- 第32条 使用者は、条例第63条ただし書の規定により市場施設に増築、改築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為(以下この条において「施設の原状変更」という。)を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該施設の原状変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 当該施設の原状変更を行おうとする場所、内容及び理由
 - (3) 当該施設の原状変更に工事を伴う場合は、当該工事の施行者の氏名 又は名称及び住所
 - (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 第63条ただし書の規定により施設の原状変更を行う使用者は、当該施設の原状変更を行った後直ちに市長に届け出て検査を受けた後でなければ、当該施設の原状変更を行った部分を使用することができない。

(身分を示す証明書)

第33条 条例第69条第3項の身分を示す証明書は、第2号様式のとおりとする。

(様式)

第34条 第1号様式及び第2号様式に定めるもののほか、条例及びこの規則 の施行について必要な書類等の様式は、産業経済局長が定める。

(委任)

第35条 この規則の施行について必要な事項は、産業経済局長が定める。 付 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

別表 (第22条関係)

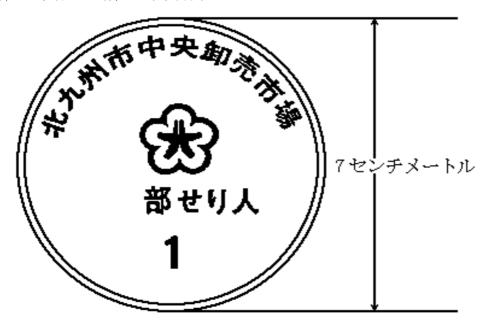
(1) 野菜

大根、かぶ、人参、ごぼう、れんこん、たけのこ、はくさい、かんらん、ほうれん草、きくな、白ねぎ、青ねぎ、ブロッコリー、さといも、やまのいも、かんしょ、ばれいしょ、たまねぎ、らっきょう、なす、とまと、きゅうり、かぼちゃ、ピーマン、えんどう、えだまめ、レタス、しいたけ、うめ及びとうもろこし

(2) 果実

温州みかん、甘夏柑、夏柑、ネーブル、デコポン、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、びわ、おうとう、いちじく、いちご、西瓜、プリンスメロン、メロン、バナナ及びキウイフルーツ

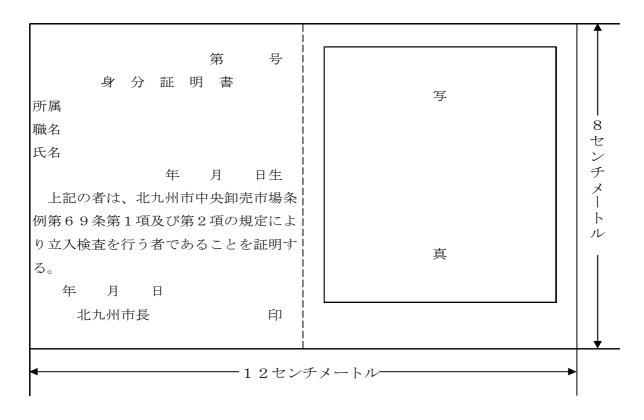
第1号様式(第6条関係)



形状及び品質は、別に産業経済局長が定める。

第2号様式(第33条関係)

(表面)



(裏面)

北九州市中央卸売市場条例 (抜粋)

- 第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。
- 3 前2項に規定する立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。